

緊急抗議集会（28日・午前8時半・仮設橋梁前）

トカゲハゼの繁殖期を無視した、事業者の4月28日工事再開の暴挙を許すな!!

多くの市民・県民の結集をお願いいたします。

事業者(国・沖縄総合事務局・港湾計画課)は、20年度の埋立工事を4月28日に再開すると発表した。これは、隣接するうるま市の「新港地区」やこれまでの泡瀬埋立で守られてきた、「トカゲハゼ保全のため4月～7月は海域工事を行わない」としてきたことを覆す暴挙である。

泡瀬埋立のアセス書では、トカゲハゼの保全に関して、「繁殖期である3～7月においては、繁殖等に影響を及ぼすおそれのある海上工事は行わない」、とあり、それは「トカゲハゼ保全計画」(平成7年、沖縄県)を遵守した結果であるとしている。「トカゲハゼ保全計画」は、「仔稚魚の分散・移動時期である4～7月については海域での工事はできるだけおこなわないこととし、特に湾中央から沿岸域へ接岸・着底する6～7月については厳に海域工事中止を遵守することとする。」と記述してある。トカゲハゼ専門家・沖縄県・総合事務局等で構成する委員会で決まった大前提「4～7月は海上工事をしない」を反古にしてはいけない。

事業者は、工事再開に対し「先般の環境監視委員会で報告させていただいたとおり、埋立地の外周護岸が概成したことから、閉鎖した水域内の護岸を内側から裏埋めを行う等のトカゲハゼの浮遊期に影響のない工事について実施する」としているが、環境監視委員会では、会議終了後に「報告」として一方的に通知されただけであり、またトカゲハゼの県内の専門家(吉野哲夫琉大准教授等)の指導助言も受けていない。この工事は、事業者の独断専行である。またこれは、4月10日の赤嶺政賢議員(共産)の衆議院沖特委での質疑に対する岸田沖縄担当大臣の答弁「専門家の意見もしっかり聞きながら判断すべきもの」、も守らない、極めて異常なことである。最高責任者(沖縄担当大臣)の答弁に反することが、平然と行われている。

沖縄県の自然保護課・環境政策課は、浮遊期に影響のない工事実施との「報告を受けている」、として、事業者の行為を黙認している。これでは沖縄県の自然環境は守れない。

トカゲハゼは、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い・絶滅危惧1A類(環境省、沖縄県)になっており、イオモテヤマネコなどとともに、琉球列島がかって中国大陆と陸続きであったことを示す「生き証人」である。中城湾(佐敷・泡瀬・新港地区)・大浦湾を主な生息地とする、沖縄(日本)の宝・トカゲハゼを、事業者の暴挙から守るために、「埋立工事の中止」「4～7月の海上工事中止」を強く訴えるものです。



トカゲハゼ、小橋川共男撮影

4月～7月は繁殖期。振動・汚濁を伴う工事、土砂の投入などは行わないことになっています。

連絡先:泡瀬干潟を守る連絡会

電話・FAX:939-5622、携:090-5476-6628

HP:<http://www.awase.net>

5月4日(日)、は「泡瀬干潟を守る日」

12～16時、場所:ミナコメツキガニの浜

内容:干潟観察、シーサー作り、集会、海の幸(アーサ・モヅク)、コンサート(海勢頭豊・大城友弥・ジーン玉城・當山貴史・まよなかしんや・知念良吉外、司会:KEN子)